

## 令和2年度障害者支援施設静心園事業計画

障害者支援施設静心園は、障害者支援施設静心園を利用する方たち(以下「利用者」という。)に快適な環境のもとで、その自立と社会経済活動への参加を促進することを目的として、『社会福祉法人けやきの村事業計画』に基づき、それぞれの事業及び分野で次の事業を行います。

### 1. 実施する事業と目的

#### (1) 生活介護

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、余暇活動及び創作的活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

#### (2) 施設入所支援

生活介護の利用者に対し、日中活動とあわせて、夜間等における入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を適切かつ効果的に行います。

#### (3) 短期入所

居宅において介護を行う者の疾病及びその他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者に短期間の入所を提供し、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切かつ効果的に行います。

### 2. 運 営 管 理

(1) 障害者支援施設として、障害者総合支援法の趣旨を十分認識し、契約に基づいた利用者本位の支援の提供を基本とするとともに、利用者への情報の提供、苦情解決、サービス評価の実施等社会福祉法に基づく適正なサービスの提供と質の向上を図るため、一層の体制の整備と職員一人ひとりの自己研鑽により、利用者の選択に応えられる施設運営、職員像の形成に努めます。

(2) サービス管理責任者により、利用者の意向及び状況にそった個別支援計画を策定し、計画に基づいたサービスの提供に努めます。また個別支援計画は定期的な見直しのほか利用者の状況の変化による随時の見直しにより、利用者が必要とする支援の提供に努めます。

(3) 施設は、利用者の人権を尊重し、虐待の防止に向けた具体的な取組みを推進するとともに、虐待を受けているおそれがある場合の対応及び事業者の責務を明確にするための、体制整備に努めます。

(4) 施設は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって施設支援を提供しなければならない。また、できる限り居宅に近い環境を設定し、地域や家族との結びつきを重視した運営に努め、市町村や他の関連施設事業所その他の保険医療サービスを提供する機関等との密接な連携を保ちながらサービスの提供に努めます。

### 3. 諸 会 議

諸会議及び委員会を開催し、適切な施設運営及びサービス提供に努めます。

#### 4. 生活支援

集団生活をとおして社会適応性を培いながら良好な人間関係づくりを支援し、またそれぞれが自分自身の生きがいを見出せるよう支援します。地域移行について情報の提供や社会生活を体験できる場を提供するなどの支援に努めます。

- (1) 個人の権利や尊厳に配慮し、また意向や希望を尊重して相談援助に努めます。
- (2) 利用者からの相談や苦情について迅速かつ適切な対応に心がけます。
- (3) 個別支援計画の策定に当たっては利用者のニーズを把握し、利用者の意向に沿った内容となるよう努めます。
- (4) 個人情報の取扱い及び守秘義務について十分配慮した支援をします。
- (5) 利用者支援の過程で不都合が生じた場合は、利用者本人との面接はもとより、家族及び実施機関との連絡を取り、必要に応じて家庭訪問等を実施します。
- (6) 利用者に適したコミュニケーション手段を用い、きめ細かい支援を実施します。
- (7) 地域活動を支援するため、ガイドマップや各種イベント情報を適宜提供し、必要に応じてガイドヘルパーやボランティア等を活用できるよう支援します。
- (8) グループワーク等の場を活用し、対人関係におけるマナーと円滑な人間関係が保てるよう支援します。
- (9) レクリエーションメニューの充実を図り、自発的に参加する機会を提供するとともに、社会的な活動への動機付けになるよう支援します。
- (10) 利用者の障害の重度化・高齢化に伴いADLが低下しているため予防として、集団リハビリを実施します。
- (11) 施設での自立した生活ができるよう、必要に応じて身だしなみ・洗濯・洗面・入浴・食事等の介助を行います。
- (12) 地域移行に向けて社会資源等の情報提供をします。
- (13) 地域生活に期待や不安を持つ利用者のために地域生活体験プログラムを推進し、利用者にライフスタイルの多様な選択肢を提供します。
- (14) 月間目標は次のとおりとします。

月	努力目標	具体的項目
4月	生活の環境に慣れる。	・新年度の環境に慣れる。 ・担当職員と相談しながら自分の目標を作ってみる。
5月	体力を維持する。	・自主的に体を動かしてみる。・積極的に機能訓練へ参加してみる。 ・園外に出て、外の空気を吸ってみる。
6月	食中毒にならないようにする。	・食べ物を居室に持ち込まないようにする。・冷蔵庫を過信せず、賞味期限を守る。
7月	余暇時間を楽しく過ごす	・新しいことに挑戦してみる。・趣味や興味のあることを継続していく。
8月	暑さに負けないようにする。	・適度な室温を保ち、体を冷やさないようにする。 ・夏バテしないように、好き嫌いをなく食べるようにする。

9月	地域に出てみよう。	・行事や催し物に参加してみる。・地域の方々と交流を図る。
10月	余暇時間を楽しく過ごす。	・散歩や外出をしてみる。・趣味や興味のあることを継続していく。
11月	みんなで楽しく過ごす。	・クラブ活動やレクリエーションに参加して、利用者間の交流を図る。
12月	風邪を引かないようにしましょう。	・気温の変化に注意し衣類の調節を行い、風邪をひかないようにする。
1月	風邪を引かないようにしましょう。	・うがい、手洗いをし感染予防に努める。 ・居室の温度や湿度を適切に保ち、乾燥を防ぐようにする。
2月	気分転換をはかろう。	・ストレスを溜めないように余暇時間の工夫をする。 ・周りのことをあまり気にしすぎないようにする。 ・ゲーム大会に参加し余暇活動を楽しむ
3月	一年間を振り返る。	・自分の決めた目標や思いが達成できたか反省してみる。 ・体調を崩すことなく健康に過ごせたか振り返ってみる。

(15) 月ごとの主な行事は次のとおりとします。

月別	主 な 行 事						
4月	開園記念日	花見会	喫茶	誕生会	避難訓練	カラオケ	ビデオ上映会
	創作クラブ	園芸クラブ	理髪・美容	グループワーク			
5月	誕生会	避難訓練	レクネット	カラオケ	ビデオ上映会	喫茶	調理クラブ
	理髪・美容	グループワーク	わくわくデー				
6月	喫茶	園芸クラブ	避難訓練	介護外出	グループワーク	ビデオ上映会	カラオケ
	誕生会	文芸クラブ	レクネット	理容・美容			
7月	誕生会	納涼祭	喫茶	調理クラブ	ビデオ上映会	介護外出	理容・美容
	グループワーク	創作クラブ	カラオケ				
8月	誕生会	創作クラブ	夏季帰省	納涼盆踊り大会	園芸クラブ	避難訓練	カラオケ
	ビデオ上映会	喫茶	わくわくデー	理容・美容	グループワーク	介護外出	
9月	けやき祭	誕生会	ビデオ上映会	レクリエーション	介護外出	避難訓練	喫茶
	理髪・美容	カラオケ	グループワーク	創作クラブ			
10月	誕生会	市体育大会	芋煮会	創作クラブ	避難訓練	喫茶	介護外出
	カラオケ	ビデオ上映会	園芸クラブ	理髪・美容	レクリエーション	買物支援	
11月	誕生会	文芸クラブ	カラオケ	ビデオ上映会	避難訓練	喫茶	調理クラブ
	理髪・美容	レクリエーション	グループワーク	わくわくデー	買物支援		
12月	誕生会	クリスマス会	創作クラブ	忘年会	冬季帰省	理容・美容	避難訓練
	ビデオ上映会	グループワーク	わくわくデー	買物支援			
1月	誕生会・新年会	調理クラブ	カラオケ	避難訓練	ビデオ上映会	喫茶	レクリエーション
	理髪	ゲーム大会	グループワーク	わくわくデー	創作クラブ		
2月	誕生会	節分	喫茶	ゲーム大会	理髪・美容	グループワーク	ゲーム大会
	ビデオ上映会	カラオケ	調理クラブ				

3月	誕生会	避難訓練	防災教育	調理クラブ	喫茶	創作クラブ	カラオケ
	ビデオ上映会	防災教育	グループワーク	理髪・美容			

## 5. 健康管理

- (1) 利用者の健康維持のため、個々の障害程度や健康状態を把握し、定期検診を実施するとともに、嘱託医師及び関係医療機関等との連絡を密にし、疾病の予防、早期発見・治療に努めます。
- (2) 利用者自身が健康の自己管理をできるような働きかけをすること、又、健康に必要な集団レクリエーション、体操などを行います。
- (3) 加齢化・重度化に伴い、生活習慣病や合併症の予防に努め、積極的な食生活・健康相談等の助言・指導を行います。
- (4) 利用者の健康保持のため、環境整備・衛生管理に努めます。
- (5) 利用者の健康診断を次のとおり実施します。
  - ① 体重測定 ; 月1回
  - ② 血圧測定 ; 月1回
  - ③ 定期歯科医の診察 ; 週1回
  - ④ 嘱託医の診察 ; 週1回
  - ⑤ 結核検診 ; 年1回(胸部直接撮影、心電図)
  - ⑥ 生活習慣病検診 ; 年2回(血圧、尿検査、血液検査)
- (6) 口腔ケア対策を実施し、口腔内の衛生状態、嚥下、咀嚼等の機能の改善を図り、集団の嚥下体操を行います。
- (7) 感染症予防対策に努めます。
  - ① 感染症対策のマニュアルに基づく蔓延防止の勉強会
  - ② 健康管理(睡眠・栄養)
  - ③ 室内環境の整備
  - ④ 感染の拡大防止(施設内消毒の徹底、換気の徹底)
- (8) 利用者の心身の安定を図るため、すべての職員は受容・傾聴・共感というカウンセリングマインドに基づき、不安や悩みが緩和できるよう支援します。

※ 主な保健衛生計画は次のとおりとします。

月別	保健行事	内容
4月	生活習慣病予防健診(職員)	職員の健康管理の推進
5月	体力づくり、定期健康診断(利用者)	機能訓練の推進
6月	虫歯の予防	口腔衛生(歯磨・歯肉マッサージ)
7月	定期健康診断結果による指導、夏の健康管理、利用者胸部レントゲン検診	バランスのとれた食事、水分補給 皮膚の清潔、胃腸の保護
8月	帰省時の健康管理	
9月	生活習慣病の予防	喫煙の制限の大切さ、塩分制限
10月	生活習慣病の予防実施状況の把握	皮膚の鍛錬、肥満及び便秘対策

11月	インフルエンザワクチン接種 定期健康診断・腰痛検査(直接処遇職員)	
12月	感冒及びインフルエンザの予防 帰省時の健康管理、定期健康診断(利用者)	うがい、手洗いの励行、室温や湿度の調節、着衣 寝具の調整、採光、換気の配慮
1月	感冒及びインフルエンザの予防	
2月	感冒及びインフルエンザの予防	
3月	年間計画の反省及び次年度計画の策定	

## 6. 機能訓練

利用者の生活面の意向を踏まえ、個別のリハビリテーション実施計画書に基づいてサービスを提供します。また、定期的にサービス内容の見直し、利用者の評価を行いより良いサービスの提供に努めます。

## 7. 給 食

給食は、利用者が楽しみにしているものであり、かつ健康面からも基本となるものであることを認識し、次の点に留意し栄養に富んだ、楽しみのある給食の提供に努めます。

- (1) 利用者の栄養状態の維持や食生活の向上を図るため、利用者個々の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施、個別の栄養ケア計画の作成、実施、見直し、評価を行います。
- (2) 献立は、十分な栄養と変化に富んだ内容とし、かつ調理にあたっては利用者の嗜好や身体的条件による咀嚼や食事動作の障害を十分に配慮します。
- (3) 給食委員会を毎月開催し、利用者の希望等を勘案するほか嗜好調査を毎年1回以上実施し、献立に反映させます。
- (4) 毎日残菜調査を行い利用者の嗜好を把握するとともに、偏食の影響について十分に話し合い改善に努めます。(残菜調査は委託業者実施)
- (5) 給食には行事食並びに旬のものを取り入れ、家庭的な味付けを大切に季節の彩り豊かな献立に努めます。
- (6) 選択メニューやバイキング等を積極的に取り入れ利用者に食の楽しみを提供します。
- (7) 食品の保管には十分に注意し、常に調理室等の整理・整頓・清潔に努め、食中毒予防に万全を期します。
- (8) 事業継続に必要な非常食の備蓄に努めます。
- (9) 月ごとの行事食は次のとおりです。

月別	給 食 計 画				
4月	開園記念日	花見会			
5月	端午の節句	母の日			
6月	旧端午の節句	父の日	バイキング		
7月	土用丑の日	七夕	納涼大会		

8月	旧 七 夕				
9月	防 災 の 日	秋 彼 岸	ハイキング	月 見	
10月	芋 煮 会	ハロウィン			
11月	ハイキング	七 五 三			
12月	クリスマス会	冬 至	大 晦 日		
1月	正 月	新 年 会	鏡 開 き	七 草	
2月	節 分	バレンタインデー	ハイキング		
3月	ひ な 祭 り	ホワイトデー	春 彼 岸		
その他	選択メニュー〔月2～3回〕 ハイキング〔年4回〕 嗜好調査〔年1回〕 検 便〔月1回〕 厨房内大掃除〔年2回〕 食品自主検査〔年1回〕 ※給食業務＝外部委託 ※防鼠・防虫施行管理業務＝委託				

## 8. 非常災害対策

- (1) 年2回の消防設備の法定点検と、非常口、防火シャッター等建物の定期的な自主点検に加え、利用者の使用している電気器具の点検を行います。事故防止のための建物の巡視を日常的に実施し、事故発生の絶無と事故防止の徹底を図ります。
- (2) 火災・地震・水害等の非常災害時には、静心園消防計画に基づき、利用者、職員が迅速かつ適切な避難行動がとれるよう訓練の充実を図ります。法人間施設、地域消防団、地域の防災協力者の方々の協力を要請している緊急連絡体制が、有事の際、速やかにかつ有効に機能するよう訓練の徹底を図ります。
- (3) 主な訓練等は次のとおりとします。
- ① 地域防災訓練（総合訓練） ; 年1回[地域防災協力者・地域消防団との防災懇談会と避難訓練を消防署立会いの下で実施]
  - ② 夜間想定防火管理検証（総合訓練） ; 年1回[夜間想定マニュアルにより消防署立ち会いの下で実施]
  - ③ 地震・水害想定避難訓練 ; 年2回[地震・水害を想定した避難訓練の実施]
  - ④ 防 災 指 導 ・ 教 育 ; 年1回[消防署による火災等に関する講話の実施]
  - ⑤ 避 難 訓 練 （ 部 分 訓 練 ） ; 消火・通報・避難訓練の何れかを上記訓練の実施月を除き7回実施
  - ⑥ 消 防 設 備 法 定 点 検 ; 年2回[業者委託により実施]
  - ⑦ 火 気 ・ 電 気 設 備 自 主 点 検 ; 毎日[調理室・機械室・洗濯室]

## 9. 職員研修

- (1) 法人内の新人職員の教育研修への参加をはじめ、各種研修会（Off-JT）への積極的な参加、施設内におけるサービスの質の向上及び対人援助技術のスキルアップ等に必要なる勉強会（OJT）を計画的に実施します。
- ① 法人内新任職員研修
  - ② 施設内各種勉強会（介護技術等）

(2) 主な外部研修 (Off-J T) の内容は次のとおりとする。

- ① 福島県社会福祉協議会社会福祉センター主催研修会
  - ・社会福祉施設初任者研修
  - ・ // 中堅職員研修
  - ・ // チームリーダー研修
  - ・ // 管理者研修
  - ・障害者福祉施設等職員基礎研修
  - ・ // 職員研修
  - ・社会福祉施設栄養士研修
  - ・ボランティア受入福祉施設等担当者研修 (基礎編・ステップアップ編)
  - ・広報講習会
  - ・福祉サービス第三者評価～自己評価～研修
  - ・メンタルヘルス研修
  - ・社会福祉職員初任者基礎研修
  - ・社会福祉法人経理担当職員研修会
  - ・社会福祉施設看護等職員研修
  - ・職員研修担当職員研修
  - ・ // フォローアップ研修
  - ・キャリアパス制度理解研修
- ② 全国身体障害者施設協議会主催研修会
  - ・総合研究大会
  - ・経営セミナー
  - ・スキルアップ研修
  - ・地域生活支援推進研修会議
- ③ 東北ブロック身体障害者施設協議会主催研修会
  - ・東北ブロック職員研修会
- ④ その他関係団体主催研修会
  - ・介護福祉士実習指導者講習会
  - ・ // フォローアップ研修会
  - ・新規甲種防火管理講習会
  - ・特定給食施設等講習会
  - ・福島県障がい者相談支援従事者養成研修
  - ・福島県サービス管理責任者等養成研修
  - ・障がい者権利擁護支援研修会
  - ・職員資質向上研修会
  - ・障がい福祉サービス事業所新任職員向け研修会
  - ・福島県災害派遣福祉チーム養成研修

## 10. 施設の整備等の計画について

### (1) 本年度整備関係

- ① 電動ギャジベッドの更新 2 台 (年次計画)
- ② 居室照明器具のLED化 (年次計画)

(2) 検討事項

- ① 防犯カメラ、センサーライトの整備
- ② 業務用乾燥機及び洗濯脱水機の更新
- ③ 外壁の塗装改修
- ④ 厨房用温冷配膳車の購入
- ⑤ 食器洗剤機の更新
- ⑥ 包丁・まな板殺菌庫の更新